

最幸のまち かわさき

あさお福祉計画

第4期麻生区地域福祉計画

平成26年度～平成28年度



2014(平成26)年3月
川崎市麻生区

はじめに



私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということでもあります。

「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そうしたまち。

子どもたちの笑顔のあふれるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があふれるまちをつくることです。

元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

川崎市長 福田 紀彦

目次

序 章 川崎市地域福祉計画	1
1 地域福祉計画の基本的な考え方	3
(1) 「地域福祉」について	3
(2) 地域福祉の対象者と担い手	4
(3) 地域福祉計画の必要性	5
2 計画の位置付け	8
(1) 地域福祉計画と個別計画との関係	8
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	9
(3) 計画の期間	9
3 基本理念	10
4 基本的な視点	11
(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画	11
(2) 地域の実情に合った取組の推進	11
(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進	11
(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について	12
(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について	13
5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組	14
6 計画の推進と評価	17
(1) 計画の進行管理・評価の体制	17
(2) 計画の進行管理と評価	17
(3) 市民意見の反映と計画の推進	17

第1章	計画策定にあたって	19
1	麻生区の地域の特色	21
	（1）麻生区の概況	21
	（2）麻生区の現況	22
	（3）麻生区の町丁別地区組織	26
	（4）麻生区の地域福祉マップ	29
2	区民が抱える生活課題	31
	（1）「区民の意識調査」の結果から見える課題	31
	（2）「地域福祉活動に関する調査」の結果から見える課題	32
	（3）「地域懇談会」から見える課題	33
3	第3期計画の振り返り	35
	（1）第3期計画における重点的な取組	35
	（2）基本方針別の振り返り	36
1	麻生区がめざす地域福祉計画	41
	（1）計画の理念	41
	（2）基本目標	41
2	第4期計画における重点項目	42
3	計画の体系	44
4	具体的な取組一覧表	45
5	具体的な取組	47
	基本目標1 区民が主役の地域活動の充実	47
	基本目標2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり	54
	基本目標3 区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実	59
6	計画の推進にあたって	65
	（1）推進体制の整備	65
	（2）計画の評価	66
	（3）地域福祉の推進のために	66

資料編	71
1 第4期あさお福祉計画策定の経過	73
2 あさお福祉計画推進会議設置要綱	74
3 第4期あさお福祉計画推進会議委員名簿	76

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【互助】が求められています。

- 自助 ————— 住民自身の力
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- 互助 ————— 地域住民同士の協力
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公助 ————— 市及び公的機関による福祉サービス
行政の責任として推進していくこと

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参 考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

3つの基本原則

1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

(3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- ・子育てで悩んでいる親
- ・虐待を受けている幼児や高齢者
- ・地域で生活したい障害のある人
- ・家に閉じこもっている人
- …

みんなの願い

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

だから今、地域福祉なのです

住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・介護保険のサービスを受けられない人
- ・子どもを預かってほしい人
- ・引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- ・災害時に不安を感じている人
- ・コミュニケーションがとれない外国人
- ・生活に困っている人
- …

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・豊富な知識や経験を持った人
- ・ボランティア活動をしたい人
- ・近所のことをよく知っている人
- …

連携・協働

町内会・自治会

民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者
地域組織
福祉関係団体

地域福祉計画で…

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう。

福祉サービス
提供事業者

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政

社会福祉協議会

連携・協働

（４）計画策定の背景と趣旨

① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれ役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

（参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法^{*}」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

^{*} 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年3月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

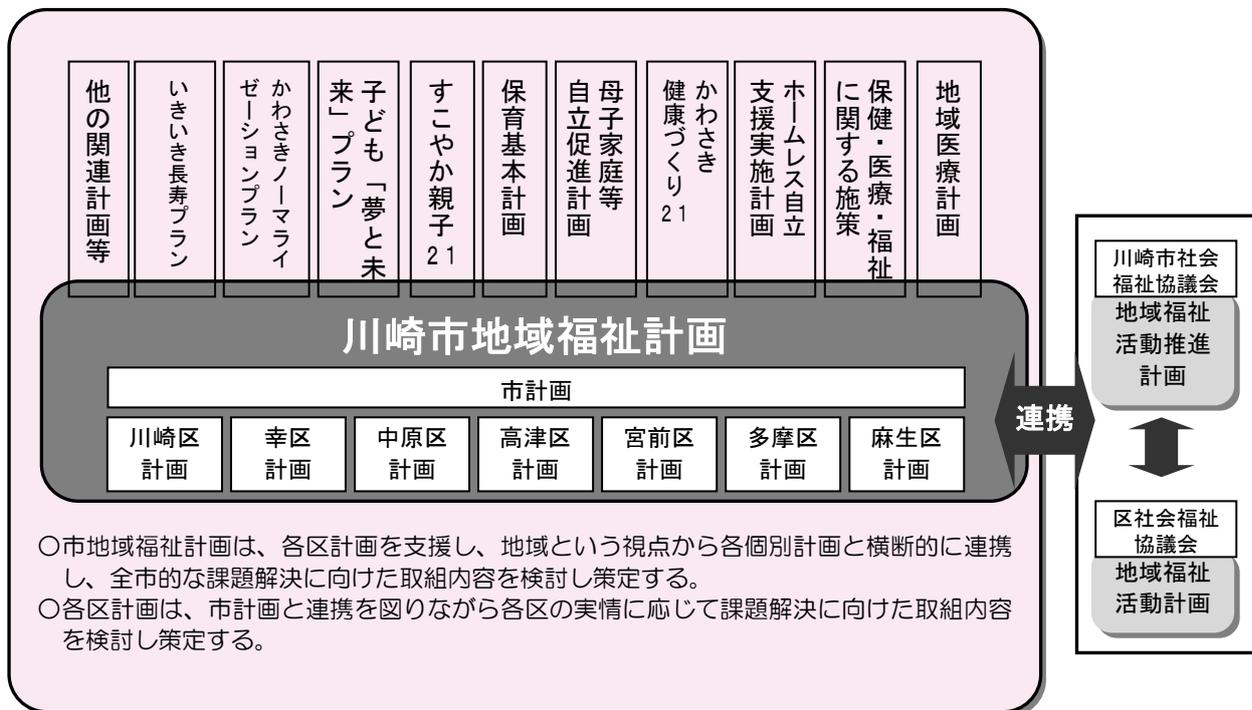
安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連して
くる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点
で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる
地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

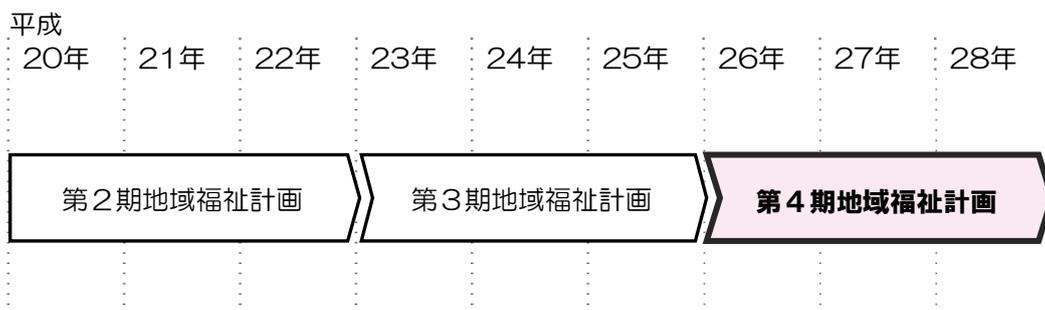
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の期間

第4期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。



3 基本理念

川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

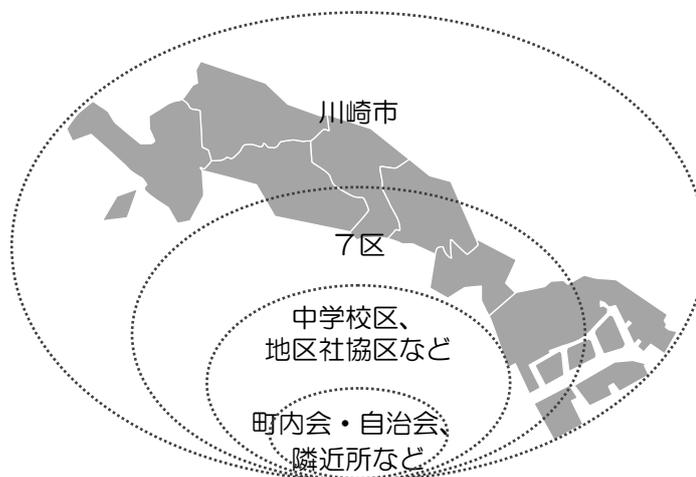
4 基本的な視点

(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第3期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第4期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第3期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

(2) 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第3回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第4期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

▶ 連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

▶ 人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

▶ 情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

▶ 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(厚生労働省HP引用)

5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第3回地域福祉実態調査及び第3期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第4期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

【重点1】 支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- ・地域見守り体制の充実
- ・民生委員児童委員の活動支援
- ・災害時要援護者対策の充実

【重点2】 利用者に合わせて相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせて相談支援体制づくりを進めます。

- ・身近な地域における相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の相談支援体制整備の取組

【重点3】 地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- ・地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉活動団体の活動支援
- ・地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- ・地域における健康づくり・介護予防の推進

第4期計画の3点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基づいています。

「重点2 利用者に合わせて相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。

次に「重点3 地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。

一方、「重点1 支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

地域見守りネットワーク事業等の充実

▶地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

▶各区のネットワークとの連携に努めます。

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

民生委員児童委員の活動支援

▶民生委員児童委員の活動を周知します。

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

▶民生委員児童委員の活動を支援します。

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。

また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。

併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

災害時要援護者対策の充実

▶ 「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。

▶ 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備

通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

6 計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

（1）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

（2）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIONシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

（3）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

計画策定にあたって

第1章

1 麻生区の地域の特徴

(1) 麻生区の概況

麻生区は、昭和57年7月1日、川崎市の行政区再編によって、多摩区から分区し誕生しました。麻生の名の起こりは、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を広く産した地であったことによると伝えられています。鎌倉時代に王禅寺の等海上人が発見したといわれる「禅寺丸柿」は、独特の甘みを持ち、江戸時代から戦前にかけて人気を集めました。「柿生」（かきお）の地名の由来にもなっており、平成24年には区のシンボルの木に選ばれています。

昭和2年に小田急線の柿生駅ができた後、昭和40年以降に開発が進められ、昭和49年に区を中心となる新百合ヶ丘駅が誕生しました。現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区総合庁舎、文化センター、消防署があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館などからなる商業地域が形成されています。また、「昭和音楽大学」、「川崎市アートセンター」、「日本映画大学」など芸術関連施設も多く、文化・芸術の薫りあふれるまちとなっています。

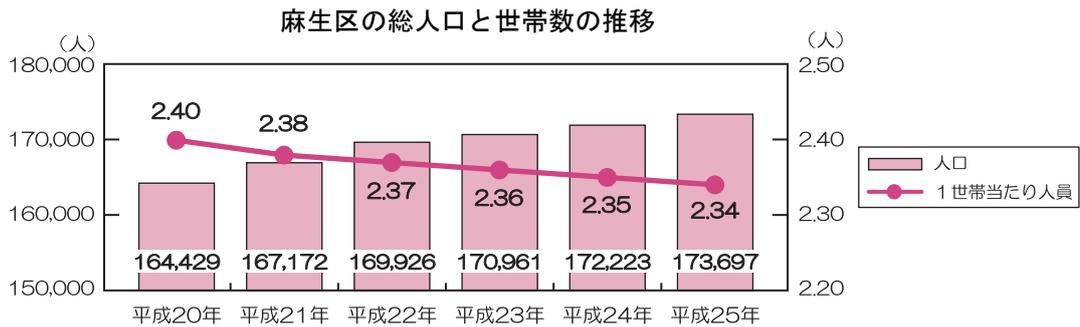
一方、区内にはエレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「川崎フロンターレ」の練習場など地域に密着したスポーツ資源、「王禅寺ふるさと公園」、大型農産物直売所「セレスモス」、「明治大学黒川農場」など豊かな自然・農業資源が多く存在します。これらの地域資源を活かしながら、地域と連携して住みやすいまちづくりを目指しています。



(2) 麻生区の現況

① 総人口と世帯数の推移

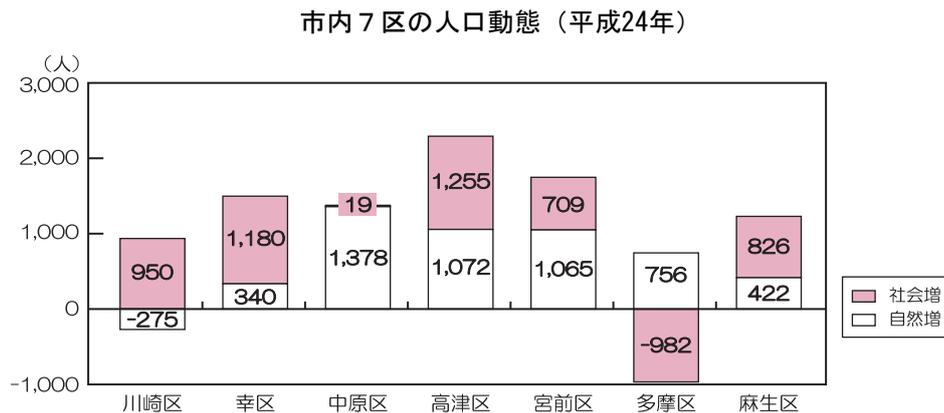
麻生区の人口は、平成25年10月1日現在で173,697人となっており、平成20年度から人口増加が続いています。一方、1世帯当たり人員は減少を続けており、平成25年10月1日現在で2.34人となっています。



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）

② 人口動態

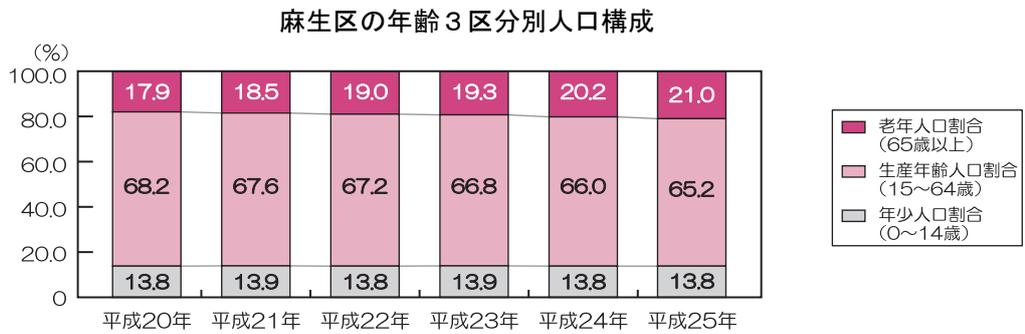
麻生区の平成24年の人口動態は1,248人増で、市内7区では5番目の人口増加数となっています。また、転入による社会増が出生による自然増の約2倍となっており、転入による人口増加が多くなっています。



資料：川崎市の統計情報「人口動態」

③ 年齢3区分別人口の推移

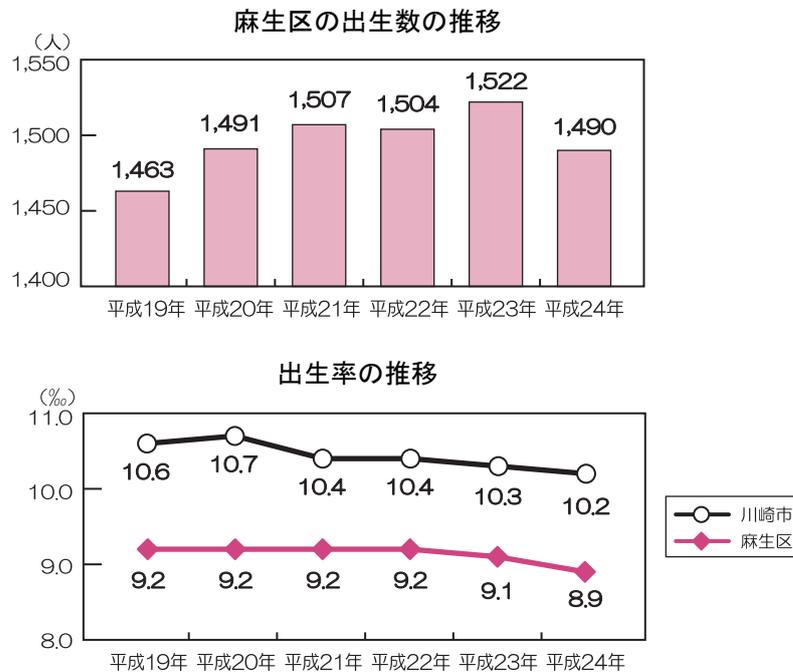
麻生区の年齢3区分別人口の推移をみると、14歳以下人口は横ばい傾向が続いている一方、65歳以上人口は平成20年度から3.1ポイント上昇しており、引き続き高齢化の進行が続くことが予想されます。



資料：川崎市の統計情報「年齢別人口」（各年10月1日現在）

④ 出生数・出生率の推移

過去6年の出生数は増減を繰り返し、平成24年において1,490人となっています。この数値は市内7区で最も少ないものです。出生率は人口1,000人に対して9.0前後で推移し、平成23年以降は低下傾向がみられます。

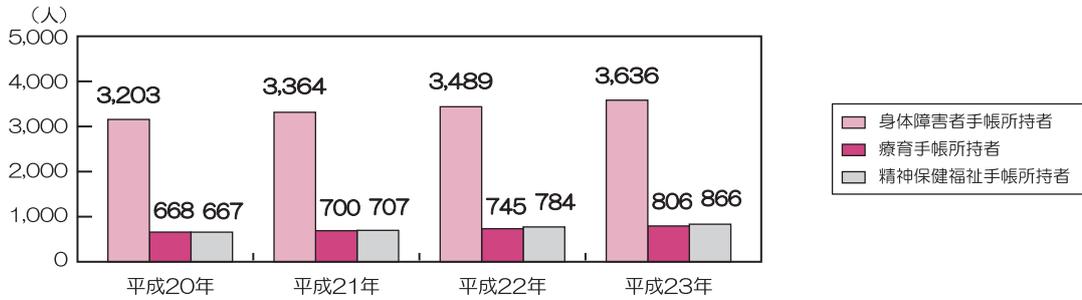


資料：川崎市健康福祉年報

⑤ 障害者数の推移

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者の数は、いずれも増加の傾向が見られます。

麻生区の障害者手帳所持者数の推移

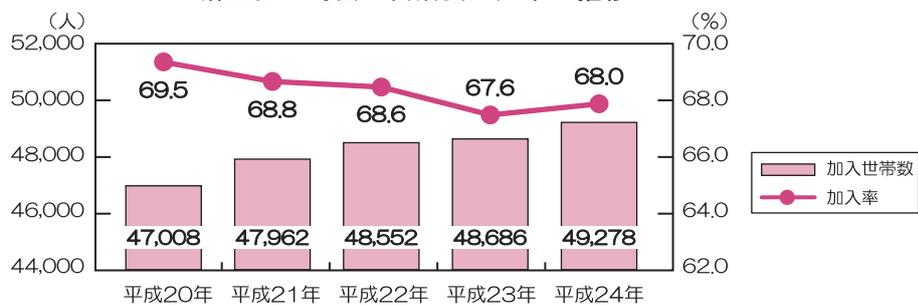


資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報（各年度末）

⑥ 町会・自治会の加入率

麻生区には平成25年度現在、125の町会・自治会等の住民組織があり、市内7区で最も多くなっています。町会・自治会の加入率は平成20年度以降、低下を続けていましたが、平成24年度には68.0%とやや持ち直しており、加入世帯数は平成20年度以降、上昇しています。

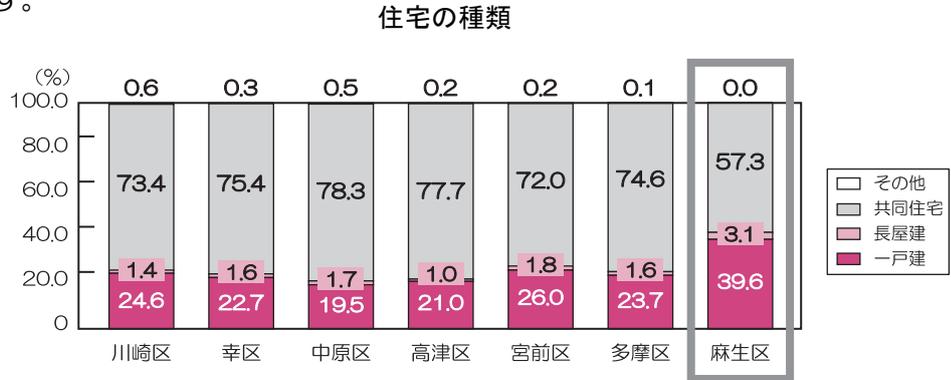
麻生区の町会・自治会加入率の推移



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑦ 住宅の状況

麻生区は、市内7区で一戸建の住宅の割合が最も高く、区内の住宅の39.6%を占めています。



資料：総務省統計局 平成20年住宅・土地統計調査（平成20年10月1日現在）

(3) 麻生区の町丁別地区組織

① 町丁別町会・自治会名一覧

町丁	主な町会・自治会	地区民生委員 児童委員 協議会区分	地区社会福祉 協議会区分
王禅寺	王禅寺町内会	柿生第1地区	
王禅寺西1～8丁目	百合ヶ丘勸交会、弘法の松親和会、中日本高速道路(株)百合ヶ丘社宅自治会、三井山百合会、百合ヶ丘ガーデンマンション管理組合*、王禅寺みどり町会、日生百合ヶ丘自治会、吹込町内会、興人柿生自治会、日光台自治会、柿生美山台自治会、柿生新橋町会、市営真福寺住宅自治会、真福寺町内会、ザ・ガーデン麻生台自治会、麻生台団地自治会		
王禅寺東1～6丁目	三井百合ヶ丘第3地区自治会、日生百合ヶ丘自治会(再掲)、新万福寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘自治会、王禅寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘第5住宅地自治会、ゴールドヒルズ王禅寺自治会*、王禅寺どんぐり山自治会*		
虹ヶ丘1～3丁目	虹ヶ丘1丁目自治会、虹ヶ丘団地2丁目自治会、虹ヶ丘3丁目団地自治会、虹ヶ丘3丁目町内会*		
白山1～5丁目	さつき第2自治会、新ゆりグリーンタウン白山1丁目第1管理組合*、白山けやき自治会、白山3丁目管理組合*、グリーンタウン白山ボプラ自治会、新ゆりグリーンタウン白山4丁目第3管理組合*、アカシア自治会*		
岡上	岡上町内会、岡上西町会	柿生第2地区	柿生地区
上麻生 上麻生1～7丁目	上麻生東町内会、新百合ヶ丘駅南町内会、百合ヶ丘勸交会(再掲)、マイシティ新ゆり町内会、新百合ヶ丘レガートプレイス自治会、コンフォール新百合ヶ丘管理組合*、山口台自治会、柿生駅前町内会、サープラス柿生自治会、柿生美山台自治会(再掲)、亀井自治会、コーポラティブハウス柿生管理組合、クリアガーデン麻生台自治会		
下麻生 下麻生1～3丁目	新百合ヶ丘第5住宅地自治会(再掲)、麻生台団地自治会(再掲)、下麻生自治会		
早野	早野町内会		
片平 片平1～8丁目	片平町内会、小田急さつき台自治会、北イトーピア自治会、さつき台自治会、ブラウディア五月台管理組合*	柿生第3地区	
栗木 栗木1～3丁目 栗木台1～5丁目	栗木町内会、栗木台自治会、栗木台ハイム自治会		
栗平1・2丁目	栗平白鳥自治会、栗木町内会(再掲)		
黒川	黒川町内会		
五力田 五力田1～3丁目	五力田町内会、小田急さつき台自治会(再掲)、さつき台自治会(再掲)、パストラルハイム五月台管理組合*、ブラウディア五月台II自治会*		
白鳥1～4丁目	栗平白鳥自治会(再掲)、片平町内会(再掲)、栗木町内会(再掲)、五力田町内会(再掲)		
はるひ野1～5丁目	はるひ野町内会、リーデンスクエアはるひ野管理組合*		
古沢	古沢町内会、コーポラティブハウス麻生管理組合*		
万福寺 万福寺1～6丁目	万福寺町内会、緑ヶ丘自治会、新万福寺町内会		
南黒川	黒川町内会		
高石1～6丁目	高石町会、第2百合ヶ丘ハイム自治会、読売ランド前ハイデンス自治会、ライオンズガーデン百合ヶ丘自治会、水暮町会、高石団地自治会、キャッスル百合ヶ丘管理組合、パークハイム百合ヶ丘管理組合、ベルヴィーユ百合ヶ丘管理組合*、西塔之越自治会、小田急分譲地自治会、コスモ百合ヶ丘パラシオ自治会*、イトーピア百合ヶ丘ガーデンハイム管理組合*	麻生東第1地区	麻生東地区
多摩美1・2丁目	多摩美町会、四つ葉町会、扶桑町会、若葉町会、内野自治会、栗美台町会、多摩美みどり町会、多摩美こぶし町会		
千代ヶ丘1～9丁目	有楽自治会、千代ヶ丘自治会、千代ヶ丘町会、千代ヶ丘中ノ間自治会		
金程1～4丁目	金程富士見会、金程町会		
細山 細山1～8丁目	細山町会、細山シャンポール町会、内野自治会(再掲)、大成建設百合ヶ丘社宅自治会、三井細山自治会、コリーヌ細山自治会*		
向原1～3丁目	向原町会		
東百合丘1～4丁目	塔之越自治会、ラムズ自治会、サンライトヒルズ百合丘自治会、塔之越睦会、西塔之越自治会(再掲)、エスポワール東百合ヶ丘自治会、東百合丘若草自治会、餅坂自治会、東百合丘さくら町会、東百合丘町会、サニーハウス百合ヶ丘管理組合、リマスポット百合ヶ丘管理組合、東百合丘しおみ会、三井百合丘第2地区自治会、百合ヶ丘ヒルズ管理組合、百合ヶ丘ハイコーポ管理組合、青葉会*、野村自治会	麻生東第2地区	
百合丘1～3丁目	百合丘1丁目町会、百合丘2丁目町会、市営サンラフレ百合丘自治会、サンラフレ百合丘自治会、百合丘3丁目町会、百合ヶ丘みずき街自治会	麻生東第3地区	

☆：麻生区町会連合会に属していない町会・自治会

(平成25年9月1日現在)

② 町丁別人口推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
麻生区	163,114	165,856	167,475	168,762	169,946	171,420
柿生第1地区	33,561	33,410	33,387	33,158	32,877	32,755
王禅寺	616	726	775	773	792	790
王禅寺西1～8丁目	10,867	10,841	10,843	10,958	10,900	10,896
王禅寺東1～6丁目	10,751	10,686	10,707	10,687	10,546	10,583
虹ヶ丘1～3丁目	5,017	4,963	4,950	4,765	4,769	4,672
白山1～5丁目	6,310	6,194	6,112	5,975	5,870	5,814
柿生第2地区	31,236	31,312	31,223	31,192	31,470	31,630
岡上	6,761	6,797	6,774	6,689	6,655	6,635
上麻生・上麻生1～7丁目	17,600	17,541	17,551	17,711	18,101	18,356
下麻生・下麻生1～3丁目	6,245	6,315	6,245	6,118	6,034	5,972
早野	630	659	653	674	680	667
柿生第3地区	40,413	42,860	44,466	45,790	46,820	48,158
片平・片平1～8丁目	9,904	10,213	10,448	10,666	10,933	10,999
栗木・栗木1～3丁目	1,031	1,036	1,051	1,111	1,103	1,153
栗木台1～5丁目	4,366	4,463	4,586	4,520	4,473	4,511
栗平1～2丁目	2,726	2,675	2,748	2,730	2,736	2,767
黒川	2,482	2,738	2,834	2,900	2,929	3,054
五力田・五力田1～3丁目	3,002	3,033	3,036	3,031	3,049	2,987
白鳥1～4丁目	5,549	5,736	5,773	5,899	5,940	6,039
はるひ野1～5丁目	4,422	4,851	5,118	5,606	6,236	6,929
古沢	377	374	384	363	375	384
万福寺・万福寺1～6丁目	6,263	7,436	8,196	8,671	8,784	9,085
南黒川	291	305	292	293	262	250
麻生東第1地区	17,873	17,889	17,974	17,883	17,853	17,832
高石1～6丁目	15,376	15,383	15,442	15,368	15,360	15,373
多摩美1・2丁目	2,497	2,506	2,532	2,515	2,493	2,459
麻生東第2地区	23,876	24,145	24,263	24,039	24,093	24,210
千代ヶ丘1～9丁目	9,200	9,309	9,371	9,278	9,223	9,265
金程1～4丁目	3,922	3,959	3,976	3,974	3,953	3,988
細山・細山1～8丁目	7,567	7,691	7,697	7,559	7,621	7,669
向原1～3丁目	3,187	3,186	3,219	3,228	3,296	3,288
麻生東第3地区	16,155	16,240	16,162	16,700	16,833	16,835
東百合丘1～4丁目	8,033	8,045	8,050	7,947	7,951	7,953
百合丘1～3丁目	8,122	8,195	8,112	8,753	8,882	8,882

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（各年9月末日現在）
 数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

③ 町丁別人口構成

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成25年 9月末 年少人口	平成25年 9月末 年少人口割合	平成22年 からの 人口増加率	平成25年 9月末 老年人口	平成25年 9月末 老年人口割合	平成22年 からの 人口増加率
麻生区	24,093	14.1	1.8	34,822	20.3	13.7
柿生第1地区	3,510	10.7	-3.1	9,679	29.5	14.0
王禅寺	161	20.4	5.2	184	23.3	7.6
王禅寺西1～8丁目	1,321	12.1	0.2	2,921	26.8	7.2
王禅寺東1～6丁目	1,257	11.9	-2.1	3,189	30.1	11.9
虹ヶ丘1～3丁目	311	6.7	-17.5	1,604	34.3	17.8
白山1～5丁目	460	7.9	-5.7	1,781	30.6	29.2
柿生第2地区	3,917	12.4	-4.6	6,340	20.0	12.1
岡上	760	11.5	-7.8	1,229	18.5	13.9
上麻生・上麻生1～7丁目	2,408	13.1	-1.3	3,276	17.8	12.1
下麻生・下麻生1～3丁目	661	11.1	-13.0	1,662	27.8	11.3
早野	88	13.2	6.0	173	25.9	7.5
柿生第3地区	8,947	18.6	9.7	6,460	13.4	18.3
片平・片平1～8丁目	1,632	14.8	3.4	1,768	16.1	14.4
栗木・栗木1～3丁目	198	17.2	7.0	194	16.8	29.3
栗木台1～5丁目	738	16.4	-11.4	719	15.9	13.4
栗平1～2丁目	470	17.0	-6.6	395	14.3	8.2
黒川	533	17.5	14.9	329	10.8	15.4
五力田・五力田1～3丁目	388	13.0	-12.2	504	16.9	20.6
白鳥1～4丁目	1,079	17.9	6.7	956	15.8	16.7
はるひ野1～5丁目	1,952	28.2	38.6	525	7.6	41.9
古沢	41	10.7	-18.0	120	31.3	15.4
万福寺・万福寺1～6丁目	1,893	20.8	15.3	915	10.1	23.3
南黒川	23	9.2	-42.5	35	14.0	29.6
麻生東第1地区	1,967	11.0	-2.1	3,750	21.0	12.4
高石1～6丁目	1,740	11.3	-1.3	3,092	20.1	13.4
多摩美1・2丁目	227	9.2	-8.1	658	26.8	8.0
麻生東第2地区	3,471	14.3	-4.7	4,847	20.0	12.6
千代ヶ丘1～9丁目	1,270	13.7	-5.9	1,960	21.2	9.8
金程1～4丁目	466	11.7	-1.7	948	23.8	11.4
細山・細山1～8丁目	1,220	15.9	-5.8	1,345	17.5	11.9
向原1～3丁目	515	15.7	-1.9	594	18.1	27.2
麻生東第3地区	2,281	13.5	6.9	3,746	22.3	10.6
東百合丘1～4丁目	1,057	13.3	-4.3	1,968	24.7	14.3
百合丘1～3丁目	1,224	13.8	19.0	1,778	20.0	6.8

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（9月末日現在）

(5) 麻生区の地域福祉マップ

A3ページ（別ファイル）挿入

2 区民が抱える生活課題

(1) 「区民の意識調査」の結果から見える課題

平成25年1月に行われた「第3回川崎市地域福祉実態調査」から、「地域の生活課題に関する調査」について、麻生区の集計結果を基にした課題を挙げました。

●住民同士のつながりによる支え合いの構築

地域でいま問題だと感じていることについて、「地域のつながりに関する問題」とする回答は全体の約3割を占めています。また、今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことについて、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」が全体の4割を超え、最も高い割合となっています。

近所づきあいや地域住民同士の交流について、「ふだんからの交流は必要」「ふだんから交流しておいた方が良い」と考える区民が合わせて6割を超え、市全体の割合をやや上回っています。しかし実際には、ふだんのご近所との付き合いについて、「あいさつをする程度」が約5割、「ときどき話をする」が約3割で、親しい付き合いをする人の割合は大きくありません。

身近な地域での住民同士のつながり、助け合いの重要性を意識している人の割合は高いものの、つながりづくりのきっかけとなるような取組が求められます。

●孤立死を防ぐための地域ぐるみでの支援

近年、社会問題となっている孤立死について、その生じる原因と思われる内容として、「一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」が全体の約8割、「隣近所の付き合いが少なくなっていること」が約7割、「家庭内のことに、他人が立ち入りにくいこと」が約5割となっています。

孤立死を防ぐために特に有効だと思うものについて、「隣近所や町内会による安否確認」、「新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認」、「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」が、いずれも約5割で上位を占めており、地域ぐるみでの支援が求められています。

●いざというときに備えた「共助」の推進

地域でいま問題だと感じていることについて、「地域防犯・防災に関する問題」の割合が最も高く、全体の4割を超えています。平成23年3月に起きた東日本大震災の後、意識に変化があった内容について、「防災意識が高まった」が約8割にのぼっており、大震災をきっかけにして、防犯や防災に対する住民個々の意識が高まっていることがうかがえます。

高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったときに希望する手助けについて、「安否確認の見守り・声かけ」が全体の5割、「災害時の手助け」が4割を超えています。また、地域の支え合いとしてご自身ができることについても、「安否確認の見守り・声かけ」が6割、「災害時の手助け」が4割を超えており、災害を始めとするいざというときに備えて、住民がお互いに助け合う「共助」の仕組みを推進することが必要とされています。

●相談やサービス利用のしやすさ

今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして重要と考えることについて、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」がいずれも4割を超え、上位を占めています。一方、市民が取り組むべきことについて、「情報が集まる場をつくること」と「家族以外で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が、いずれも全体の約3割で、上位を占めています。

住民にとって必要な情報を得やすい環境づくりを進めるとともに、相談窓口に関わりがつかない、あるいは相談窓口のことを知らない住民に対して、福祉ニーズを身近にキャッチできる人や場の存在が求められています。

(2) 「地域福祉活動に関する調査」の結果から見える課題

「第3回川崎市地域福祉実態調査」から、地域福祉活動を行う団体を対象に行われた「地域福祉活動に関する調査」(アンケートとヒアリング)について、麻生区の結果を基にした課題を挙げました。

●新規参加者と活動の担い手の確保

区内には、10年以上にわたり活動を継続している団体が数多くあります。活動を始めた当初からの参加者が高齢化し、運営を担うメンバーの世代交代がうまく進んでいないことが、課題として挙げられています。

背景には世代によるライフスタイルの違いがあり、若い世代は仕事や家事で活動に参加する時間がなく、生活が落ち着き時間に余裕ができる50代以上の参加が多くなっています。また、行政や社会福祉協議会などが開催するボランティア養成講座の修了者が、実際のボランティア活動に関わっていないのが現状です。

区内で行われている地域福祉活動のPRを継続するとともに、地域の重要な社会資源であるボランティアが活動に参加できるように、ボランティアをコーディネートする機能が重要となっています。

●利用しやすい活動場所の確保

麻生区の起伏の多い地形に関連して、参加者にとって活動場所への移動が困難である課題があります。

また、団体の活動場所について、人数に対して手狭である、希望の日に確保が難しい、活動内容に対して設備が不十分などところがあるなどの理由から、不便を感じている意見が挙げられています。

(3) 「地域懇談会」から見える課題

平成23年度から平成25年度にかけて、保健福祉エリア6地区（柿生第1地区、柿生第2地区、柿生第3地区、麻生東第1地区、麻生東第2地区、麻生東第3地区）別に、地域関係者（町会・自治会関係者、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会関係者、福祉施設関係者、地域活動関係者など）が集まり、「災害時に生きる地域のつながりづくり」をテーマとした講演及び今自分たちができることについて意見交換を行いました。

●災害時にも生きる地域のつながりづくり

阪神淡路大震災を経験し、現在も東日本大震災の被災地支援活動を行っている、NPO法人いのちのポータルサイト監事の中橋徹也氏を講師としてお招きし、具体的な事例や地域づくりについてのお話を聞きました。その後、地域包括支援センターの職員がファシリテーターとなってグループワークが行われました。活発な意見交換の中、「話し合いの場を身近な地域で設けて、お互いに顔の分かる地域づくりが必要」「日ごろからの付き合い、つながりが大切」というご意見があり、“地域課題は地域ごとにいろいろあるが、まずは日常生活でできること「あいさつ」から始めよう！”が、6回の地域懇談会で共通したご意見でした。



♪ 平成23年度の「小地域のつながりネット支援事業」をご紹介します ♪

【概要】

「小地域のつながりネット支援事業」とは、個人や団体、行政のみでは解決できない地域の課題が増える傾向にある中、世代や従来の領域を越えたつながりづくりを推進し、人と人のネットワークにより身近な生活課題の解決を図ることを目的として、区民・団体等から企画を募集し、選考を経て提案した団体等が事業（活動）を行う委託事業（川崎市の事業）のことで、平成20年度から平成23年度まであさお福祉計画内の事業として位置付けていましたが、平成24年度に区の事業「麻生区地域課題解決型提案事業」が立ち上がったため、企画募集は終了しました。

第3期あさお福祉計画期間（平成23年度）に行われた2つの事業をご紹介します。

【麻生区福祉施設・事業所ふれあう訪問事業】

提案団体：NPO法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会

区内にある障害者福祉施設・事業所見学ミニバスツアーを実施し、地域住民が障害のある人の働く場や日中活動の場を訪れ、障害のある人と直接交流することで障害者理解を深めました。通所施設コース、チャイルドコース、知的コース、ウォーキングコース、メンタルコース、北部リハビリテーションコースの6コースを障害者当事者がガイドを行い、障害についての理解が深まるきっかけづくりとなりました。



【ほっとぴあネットワーク～障害のある子どもたちの地域福祉推進事業】

提案団体：ほっとぴあ

障害のある子どもと保護者・支援者・地域住民等、麻生区内の福祉・教育・医療関係のネットワークをつくり、具体的解決策を検討・協議する場を設け、特に次の事業に取り組みました。

①ピアサポーター養成講座の開催

障害のある子どもの保護者同士の仲間づくりを行うため、麻生区地域自立支援協議会と連携し、ピア（仲間）サポーター養成研修を開催しました。

②サロンの開催

麻生区内の福祉施設等にて月1回サロンを開催しました。障害のある子ども、その兄弟、家族の交流の場として、また、余暇活動の場として、つながりを深める機会となりました。

3 第3期計画の振り返り

(1) 第3期計画における重点的な取組

●地域福祉を推進するためのネットワークづくりの支援

地域福祉活動を行っている団体に活動の場を提供することで、各団体が活動しやすい環境をつくりだすとともに、区民が地域でいきいき暮らせるよう、地域の仲間づくりと活動のきっかけを提供しました。また、福祉団体からの企画提案事業の実施により、障害者（児）への地域交流の場の提供と情報発信をすることができました。「災害時にも生きる地域のつながりづくり」をテーマに保健福祉エリア6地区それぞれで地域懇談会を開催し、地域住民間で課題の共通認識を図ることができました。

少子高齢化・核家族化の進展、ひきこもり、虐待、高齢者の孤立化などの社会問題を背景に、民生委員児童委員の活動は地域福祉活動の中核的な存在としてますますその重要性を増しており、円滑な活動推進のための情報共有と情報発信を継続していく必要があります。また、地域福祉の各取組全般において、すでに麻生区社会福祉協議会と多々連携を取っていますが、引き続き地域福祉の課題解決に向けて、いっそう協働で取り組んでいく必要があります。

●高齢者・障害者・子ども支援の充実

高齢者支援について、高齢者の孤立化を防止し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境づくりと地域で見守るネットワークづくりを推進することができました。但し、麻生区の急速な高齢化に伴う様々な課題は、今後も関係機関と連携し解決に向けた取組推進が求められます。

麻生区地域自立支援協議会では、様々な支援機関と当事者が参加し、個別のテーマに基づいた部会を設置し、障害各分野の課題の検討と情報共有を行いました。障害者が安心して暮らしていくために、引き続き、当事者から発信される困りごとやニーズを積極的に考えていく必要があります。

子ども・子育て支援について、麻生区社会福祉協議会の主催で関連グループの交流会を開催するとともに、区内の大学と連携して、各種事業を開催しました。さらに、「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を設置し、子ども・子育てに関わる関係機関・団体が一堂に会して現況の情報共有と研修企画を推進しました。都市化・核家族化など子育て環境も変化する中、子育て中の親や支援活動グループのニーズを把握・整理し、課題解決のために一体となって取組を進めるネットワークの仕組みづくりを継続する必要があります。

(2) 基本方針別の振り返り

●：第3期計画の重点取組・事業

1) 基本目標1 区民が利用しやすい保健福祉サービスの提供

基本方針1 区民が利用しやすい相談支援体制をつくります

基本施策	第3期計画（平成23～25年度）の取組
1 窓口機能の円滑な運営	1 保健福祉窓口機能の向上
2 保健・福祉情報の発信と充実	2 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信
3 子どもの相談窓口及び子ども関連情報の充実	3 こども相談窓口の充実 4 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実 5 さまざまな媒体を用いた子ども・子育てに関する情報発信
4 専門分野の相談支援体制の充実	6 一般精神保健相談・老人精神保健相談 7 ひとり暮らし等高齢者見守り事業● 8 高齢者虐待相談支援体制の充実 9 成年後見制度の窓口対応の充実

- ▶ 複雑化、専門化する保健福祉関係各課の業務相談窓口案内の整備が必要。
- ▶ 区民のニーズに沿った保健福祉情報の提供が必要。
- ▶ 専門的知識や経験に基づいた相談の場の整備が求められる。
- ▶ 関係部署・関係機関との継続した連携の強化と情報の共有を図る。

基本方針2 地域のニーズを把握し、課題解決のためのサービスを提供します

基本施策	第3期計画（平成23～25年度）の取組
1 専門性、個別性の高い相談・講座等の提供	10 健康相談・教育、個別健康教育、各種健診保健事業の実施 11 子育て交流広場 12 思春期保健相談の実施 13 精神保健家族講座 14 アディクションセミナー* 15 認知症・うつ予防講座の実施 16 介護予防一般高齢者への支援 17 介護予防特定高齢者への支援

- ▶ ニーズの多様化に合わせた、専門性の高い保健福祉サービスの提供を行う。
- ▶ 各種グループへの参加促進やグループの運営支援は、今後も継続が求められる。

* アディクションセミナー：薬物・アルコール依存・ギャンブル依存等をテーマとした講演会を、当事者・家族・ボランティア団体とともに実施。

2) 基本目標 2 区民が主役の地域活動の充実

基本方針 1 区民が主役の地域活動を応援します

基本施策	第3期計画（平成23～25年度）の取組
1 地域に定着している福祉活動の更なる発展	18 子育てグループの支援● 19 健康づくりグループ間の情報交換支援 20 介護予防グループへの支援 21 わたしの町のすこやか活動支援事業への支援 22 麻生市民交流館やまゆりの活用促進●
2 区民の健康づくりの推進	23 あさお体験ウォーク事業 24 公園de健康づくり事業 25 若いときこそ健康貯金推進事業

- ▶ 個々の活動が継続・発展していける環境づくりを進める。
- ▶ 地域活動団体への委託などにより、地域に根ざした活動へのつながりをつくる。

基本方針 2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します

基本施策	第3期計画（平成23～25年度）の取組
1 ボランティアの育成の推進	26 ヘルスポランティア講座の実施 27 食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実
2 ボランティアの活動の場づくりの推進	28 麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援 29 あさお運動普及推進員の会への支援 30 区社会福祉協議会が育成・支援するボランティアグループとの連携

- ▶ 講座受講者や地域の人材をいかに地域活動の場に結び付けるかが、課題となっている。

3) 基本目標3 「ひと・もの・場」を活かした共助のまちづくり

基本方針1 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します

基本施策	第3期計画（平成23～25年度）の取組
1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	31 小地域のつながりネット支援事業● 32 麻生区健康づくり推進会議の実施 33 医師会意見交換会の実施 34 麻生区障害者地域自立支援協議会の充実● 35 地域包括支援センター運営協議会による連携 36 地域包括支援センター連絡会の実施 37 地域ケア連絡会議の実施 38 地域の子どもの見守り体制の充実 39 こども関連大学連携事業● 40 社会を明るくする運動の実施
2 要援護者等への支援の充実	41 こんにちは赤ちゃん訪問 42 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実 43 災害時要援護者に対する制度の普及啓発 44 認知症高齢者介護教室の実施 45 介護者のつどいの実施

▶地域社会全体で支援するための連携につながる取組を、今後も推進する。

基本方針2 地域のネットワークづくりに取り組みます

基本施策	第3期計画（平成23～25年度）の取組
1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	46 子ども関連ネットワーク会議による連携● 47 民生委員児童委員活動の支援● 48 社会福祉協議会との連携●

▶地域ネットワークの構築を具体的にするための取組は重要である。

麻生区の取組

第2章

1 麻生区がめざす地域福祉計画

(1) 計画の理念

心が響きあう福祉のまち麻生

誰もが、住み慣れたまちで、健康で安心して暮らせることを願っています。しかし、日常生活での課題は多様化しています。

麻生区では、都市基盤の整備が進むとともに新たなマンションなどが林立し、さらに転入者が増加しています。また、地域によっては急速な高齢化も見られ、高齢者の支援や見守り体制の強化が求められているところです。

この理念には、誰もが暮らしやすい麻生区とする地域福祉の向上のために、区民のできること、地域団体のできること、区のできることを音楽を奏するように調和し、まちに住む人すべてに響きあうことを願う意味が込められています。

(2) 基本目標

基本目標1 区民が主役の地域活動の充実

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。区民の発案から生まれた、様々な特長のある地域活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域福祉を推進します。

基本目標2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「共に助け合う」まちづくりを実現します。

基本目標3 区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実

地域福祉の窓口となる保健福祉センターは、保健福祉サービスを受けようとする区民が最初に訪れる場所です。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が得られるような保健福祉サービスについての積極的な情報発信や、専門的な知識等を必要とする場合の相談支援の充実を図ります。

2 第4期計画における重点項目

「第3回川崎市地域福祉実態調査」等の結果や地域懇談会で挙げられた区民の声、第3期計画の振り返りなどを踏まえ、以下を第4期計画における重点項目として推進していきます。

1

地域福祉を推進するための 人と人とのつながり（ネットワーク）強化

核家族化や少子高齢化が一層進むと予想される中、また、防犯・防災に対する意識が高まる中、地域で暮らしていく上で、身近な人同士のつながり・助け合いの必要性を感じている区民は増えています。

普段からのあいさつや地域活動などの実践をうまく生かして「ひと・もの・場」の結びつきを強めることにより、地域における支え合いの基盤づくりを支援していきます。



基本目標2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり

基本方針2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

基本施策1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

2

支援を必要とする人を支える 相談支援体制と情報提供の充実

気軽に、かつ安心して相談ができること、必要としている情報が得られることが、相談の場に求められている大きな要素となっています。

区民が身近に相談に行ける場を整備するとともに、自ら相談に出向くことのできない人や相談することに消極的な人に対して寄り添い、適切な情報提供のできる体制を整備・強化していきます。



基本目標2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり

基本方針1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組めます

基本施策2 要援護者等への支援の充実

基本目標3 区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実

基本方針1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります

基本施策2 保健・福祉情報の発信と充実

基本施策3 専門分野の相談支援体制の充実

3

地域福祉を推進する人材の育成

地域活動に携わる人の多くが高齢化し、活動を推進する人がなかなか確保できないことは、多くの地域活動団体の悩みとなっています。

幅広く区民が地域活動に参加できるよう、行政・関連機関・団体が連携して、地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みづくりに取り組めます。



基本目標1 区民が主役の地域活動の充実

基本方針2 地域活動の担い手の育成を推進します

基本施策1 ボランティアの育成の推進

基本施策2 ボランティアの活動の推進

3 計画の体系

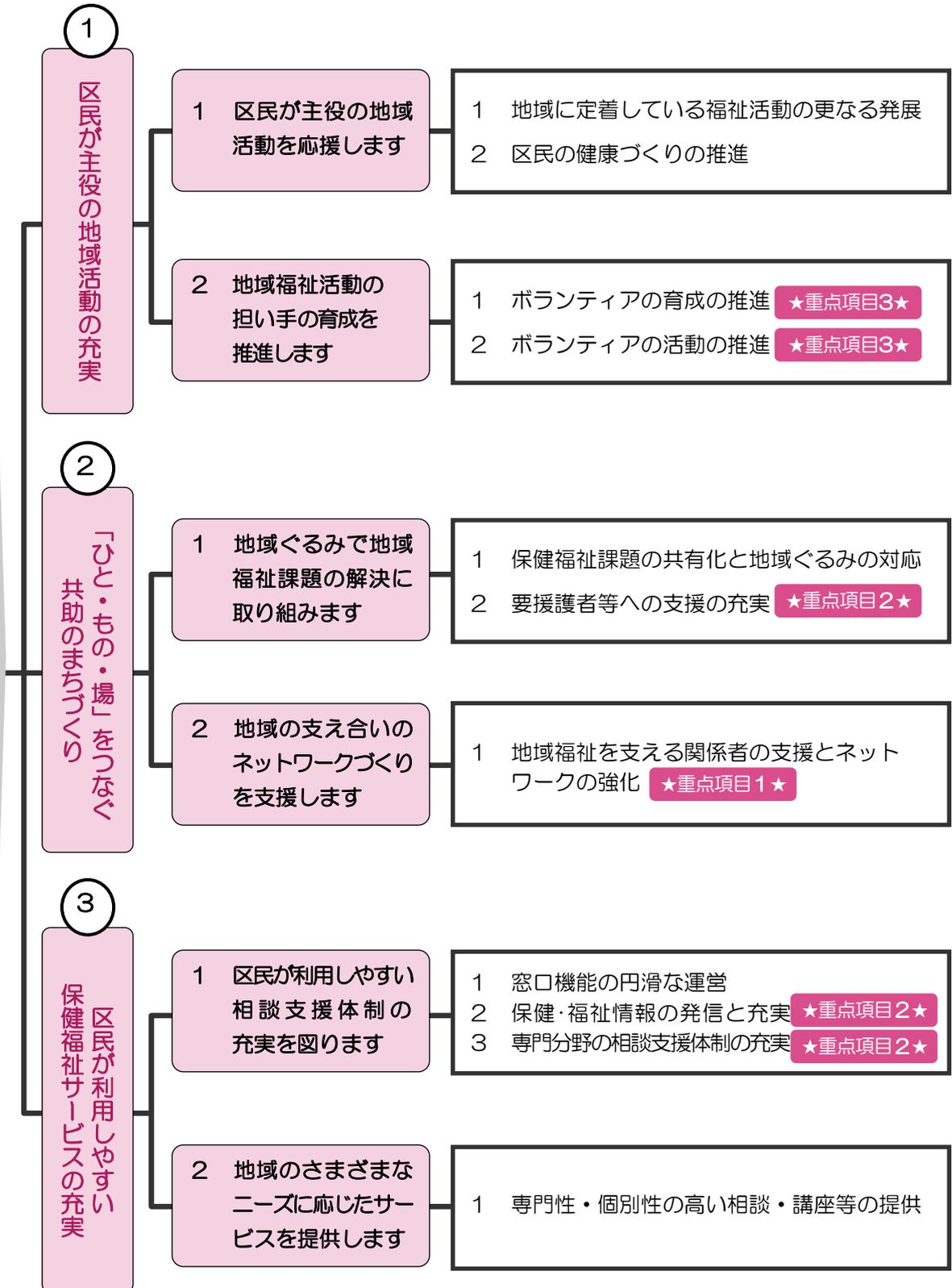
●計画の理念

●基本目標

●基本方針

●基本施策

心が響きあう福祉のまち麻生



4 具体的な取組一覧表

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組名	掲載ページ	
心が響きあう福祉のまち麻生	1 区民が主役の地域活動の充実	1 区民が主役の地域活動を応援します	1 地域に定着している福祉活動の更なる発展	1 子育てグループへの支援と交流会の実施	47	
				2 介護予防グループへの支援	47	
				3 わたしの町のすこやか活動への支援	48	
				4 麻生市民交流館やまゆりの活用促進	48	
				2 区民の健康づくりの推進	5 健康づくりのつどいの実施	49
					6 あさお体験ウォーク事業	49
					7 公園 de 健康づくり事業	49
					37 健康づくり、介護予防に関する普及啓発の実施（再掲）	49
		2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します	1 ボランティアの育成の推進 ★重点項目3★		8 ウォーキング普及ボランティア養成講座の実施	50
					9 食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実	50
				10 地域人材の発掘と育成	50	
				2 ボランティアの活動の推進 ★重点項目3★	11 麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援	51
					12 あさお運動普及推進員の会への支援	51
					13 地域人材のコーディネーターの育成	51
	2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり	1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます	1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	14 麻生区地域自立支援協議会の推進	54	
				15 地域包括支援センターの機能強化	54	
				16 地域ケア連絡会議の実施	54	
				17 児童虐待相談支援体制の充実	55	
				2 要援護者等への支援の充実 ★重点項目2★	18 こんにちは赤ちゃん訪問	56
					19 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実	56
					20 災害時要援護者に対する制度の普及啓発	56
		21 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	56			
		22 麻生区高齢者見守りネットワーク事業	57			
		23 川崎市地域見守りネットワーク事業	57			
		24 認知症高齢者に関する支援	57			
		2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します	1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化 ★重点項目1★	25 麻生区子ども関連ネットワーク会議による連携	58	
				26 民生委員児童委員活動の支援	58	
				27 麻生区社会福祉協議会との事業計画及び役割の調整	58	
28 あさお福祉まつりの開催	58					

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組名	掲載ページ
心が響きあう福祉のまち麻生	3 区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実	1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります	1 窓口機能の円滑な運営	29 保健福祉窓口機能の向上	59
			2 保健・福祉情報の発信と充実 ★重点項目2★	30 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	59
			3 専門分野の相談支援体制の充実 ★重点項目2★	31 こども相談窓口の充実	60
				32 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実	60
				33 知的障害者・身体障害者の専門相談	60
				34 一般精神保健相談・老人精神保健相談	60
				35 高齢者・障害者（児）虐待相談支援体制の充実	61
		36 成年後見制度への対応の充実	61		
		17 児童虐待相談支援体制の充実（再掲）	61		
		2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します	1 専門性・個別性の高い相談・講座等の提供	37 健康づくり、介護予防に関する普及啓発の実施	63
				38 精神保健福祉に関する制度・サービス等の普及啓発	63
				39 認知症高齢者介護教室の実施	63
				40 介護予防に関する相談の実施	64
				41 2次予防事業対象者把握事業	64
42 社会復帰相談指導事業	64				

※「基本施策」欄にある ★重点項目★ マークは、第4期あさお福祉計画における重点項目と連動している施策を指します。

※「具体的な取組」は、各分野を網羅的に位置付けることを前提に、各取組における事業規模や対象者数などの差を重視していません。

※「具体的な取組」に網掛け が付いているものは、第3期から第4期にかけて新たに計画内に位置付けたもの、もともと取り組んでいた取組のうち拡充したものを示しています。

5 具体的な取組

【表の見方】

※「関連する対象」欄には、取組の主な対象者を、以下の中から数字の若い順に掲載しています。

- ①区民全般 ②高齢者 ③障害者（児） ④子育て中の親 ⑤子ども ⑥ボランティア
⑦団体・施設（地域福祉関係） ⑧その他

※「連携する団体等」欄には、取組に深く関わる団体等を、以下の中から数字の若い順に掲載しています。

- ①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター
⑤その他

※「関連する部署」欄には、区役所内において、個々の取組を主管する部署又は関連する所管部署を掲載しています。

基本目標 1 区民が主役の地域活動の充実

基本方針 1 区民が主役の地域活動を応援します

区民や地域団体による主体的な地域のつながりづくりを進めるために、活動参加の場づくりや交流の機会の提供、運営に関する支援を行います。

基本施策	施策の方向性
1 地域に定着している福祉活動の更なる発展	区民の自主的な地域活動に対する支援や情報提供を積極的に行います。また、活動団体の交流の機会を提供することで、団体間の連携促進による地域福祉活動の活性化をめざします。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署
1	子育てグループへの支援と交流会の実施	子育てグループ等の情報を収集し、子育て中の区民へ情報提供します。また、麻生区社会福祉協議会において子育て関連グループ交流会を実施し、グループ同士の交流を深めていきます。	②区社会福祉協議会 ⑤その他 (ボランティア、地域福祉関係団体・施設)	関連する部署 ○こども支援室 ○児童家庭課
	関連する対象 ④子育て中の親 ⑦団体 (子育てグループ)			
2	介護予防グループへの支援	地域で自主的に介護予防活動を行っているグループに対して、介護予防に関する知識向上のための支援を行い、グループの自主性・継続性を助長します。	⑤その他（ボランティア）	関連する部署 ○地域保健福祉課 ○高齢・障害課
	関連する対象 ②高齢者			

3	具体的取組	取組内容	高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、地域ぐるみで健康づくりや介護予防、閉じこもり防止等を行う「わたしの町のすこやか活動」に対して、町会等と連携している団体に助成を行います。また、麻生区すこやか活動推進委員会交流会により、区内各団体間の情報交換等の支援を行います		
	わたしの町のすこやか活動への支援		連携する団体等	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④その他（老人クラブ）	関連する部署
	関連する対象				
	②高齢者				

4	具体的取組	取組内容	麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動の区の拠点とし、地域福祉活動の場として有効に活用します。NPO法人あさお市民活動サポートセンターによる主体的な運営により、市民自治を促進します。		
	麻生市民交流館やまゆりの活用促進		連携する団体等	⑤その他（NPO法人あさお市民活動サポートセンター）	関連する部署
	関連する対象				
	①区民全般				

♪ あさおの地域活動をご紹介します ♪

【防災活動と地域のつながり】

千代ヶ丘地区では、周辺5町会（細山町会、千代ヶ丘町会、有楽自治会、千代ヶ丘中ノ間自治会、千代ヶ丘自治会）と、小学校、PTA、地域の協力者、消防署が連携して、平成25年11月2日、千代ヶ丘小学校校庭で防災訓練を開催しました。水消火器や煙体験、簡易タンカの組み立て体験コーナーを設け、多くの児童とその保護者、近隣にお住まいの方にご参加いただきました。

次代を担う子どもたちにとって貴重な体験の場を提供できたことは意義深く、また、地域における合同企画として準備を進めていく過程で、あるいは当日の運営を通じて、ご近所の関係者間で顔の見える協力関係を形成することができ、地域における人と人とのつながりづくりの契機となりました。



基本施策	施策の方向性
2 区民の健康づくりの推進	健康づくりに取り組んでいる区民や団体とともに、身近な場で健康づくりに関わる各種事業を行い、多くの区民の健康づくりを支援します。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
5	健康づくりのつどいの実施	「第2期かわさき健康づくり21*」に基づき、麻生区の健康づくり事業の一つとして実行委員会形式による「健康づくりのつどい」を年1回実施し、広く区民に健康づくりの普及啓発を行います。	⑤その他（健康づくり推進員）	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
6	あさお体験ウォーク事業	健康づくりのためのウォーキングを体験することで、歩行習慣のない区民へのウォーキング普及を図ります。	⑤その他（ウォーキング推進実行委員会）	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
7	公園de健康づくり事業	身近な公園を利用して、定期的にストレッチ体操やウォーキングを実施し、生活習慣病や介護の予防を図ります。	⑤その他（あさお運動普及推進員の会、公園ウォーク推進委員会）	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
37	健康づくり、介護予防に関する普及啓発の実施（再掲）	地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むために講演会や実技指導を受ける機会を設けるとともに、健康情報についても随時提供していきます。	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター ⑤その他（医師会）	関連する部署	○地域保健福祉課 ○高齢・障害課
	関連する対象				

* かわさき健康づくり21：国の健康増進計画の地方版として、市民の健康づくりの指標となる10の分野で数値目標を掲げ、その目標を達成する際のガイドラインとして川崎市が定めた健康増進計画のこと。

基本方針2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します

区民による地域福祉活動がより活発に展開され、地域の「自助」「共助」の土壌が醸成されるよう、支援を行います。

基本施策	施策の方向性
1 ボランティアの育成の推進	ボランティアを育成することにより、区民が主体的に、身近なところで地域福祉の活動を担う土壌を育てます。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
8	ウォーキング普及ボランティア養成講座の実施	ウォーキング普及ボランティアを養成する講座を実施します。	⑤その他 (公園ウォーク推進委員会、ウォーキング推進実行委員会)	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				
	①区民全般				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
9	食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実	年間1コース(各4日間)の教室を開催することにより、健康づくりの知識を深め、食生活・運動を通して地域の健康づくり推進のための人材を養成します。養成後は、地域の健康づくりボランティアとして活動していただきます。	⑤その他 (食生活改善推進員、運動普及推進員)	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				
	①区民全般				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
10	地域人材の発掘と育成	区社会福祉協議会におけるボランティア育成と支援の活動、区保健福祉センター内所管における専門分野ごとのボランティア育成活動など、関係各所・機関と連携した活動を継続します。また、関係各所・機関を交えた情報交換と地域ニーズの再把握を行い、地域福祉の分野も含めた総合的な生涯学習・市民活動・地域活動に関わる活動の担い手を発掘・育成する仕組みについて、検討していきます。	②区社会福祉協議会 ⑤その他(ボランティア)	関連する部署	○地域保健福祉課 ○生涯学習支援課
	関連する対象				
	①区民全般				

基本施策	施策の方向性
2 ボランティアの活動の推進	ボランティアの育成に関する講座を修了した区民等が、実際に力を発揮できる環境づくりを支援します。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
11	麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援	地域での活動がより効果的に行えるよう、学習会や打ち合わせ会等に保健福祉センターの専門職が支援を行います。	連携する団体等	⑤その他（食生活改善推進員）	○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
12	あさお運動普及推進員の会への支援	地域での活動がより効果的に行えるよう、学習会や打ち合わせ会等に保健福祉センターの専門職が支援を行います。	連携する団体等	⑤その他（運動普及推進員）	○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
13	地域人材のコーディネーターの育成	行政及び関係機関・団体で既存の取組等についての情報交換を行い、人材育成の場と人材が活躍できる場を結び付けるコーディネーター機能と役割、また、その育成のための仕組みづくりを麻生区社会福祉協議会等と連携しつつ、検討していきます。	連携する団体等	②区社会福祉協議会 ⑤その他（団体、ボランティア）	○生涯学習支援課 ○地域保健福祉課
	関連する対象				

♪ 麻生区社会福祉協議会の活動をご紹介します ♪

【社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会とは】

麻生区社会福祉協議会は、地域福祉を進める中核的団体として、国の「社会福祉法」（109条、110条、111条）に規定される区内の「地域福祉」を推進して行くことを目的とした民間の福祉団体です。

地域住民を始め、民生委員児童委員などの社会福祉関係者、福祉施設・団体、行政機関、ボランティアグループなどの参加・協力を得て、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいます。

福祉のボランティア活動の振興や在宅福祉サービス事業、広報啓発事業、子育て支援事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、移送サービス事業、地区社会福祉協議会の支援、共同募金運動の推進、老人いこいの家及び老人福祉センターの管理運営などを行っています。



【ボランティア活動振興の取組】



地域の福祉活動の担い手を養成し、地域の中にボランティア活動が根付いて行くように、ボランティア養成講座やボランティア体験事業、交流会を開催するとともに、ボランティア活動に関する相談に応じ、ボランティアの活動希望者と派遣ニーズの調整を行っています。

また、小中学校における福祉学習の支援や福祉学習に関する学校教員と福祉関係者との懇談会を通じて、次世代を担う子どもたちの福祉マインドの醸成にも取り組んでいます。

そのほか、地域のグループが取り組む高齢者の方を対象とした会食会やサロン活動、配食活動などの地域福祉活動の支援を行っています。

【在宅福祉を考える取組】

地域の中で援助を必要とする高齢者や障害を持つ方の災害時などにおける見守り活動や支援の方法を考える懇談会などを開催し、地域住民や福祉関係者のネットワークづくりの促進や地域における見守り活動の重要性について、啓発を行っています。



【子育て支援の取組】

子育て中の家庭を支援するため、母親・父親を対象とした子育てに関する講座（ペアレントトレーニングや子育てに関する講演会）や交流を促進する事業を開催するとともに、地域の子育てグループと関係機関等の交流会を開催するなどして、グループ間の交流やネットワークづくりを進めています。



【広報啓発の取組】

区民への福祉啓発を目的に、麻生区社会福祉大会の開催や親子で福祉を学ぶ親子福祉探検隊の開催、広報紙「ほほえみ」の発行、福祉啓発映画の上映などを行っています。



その他、地域福祉の推進のために、麻生区役所を始めとする行政機関や関係団体と連携を図り、地域福祉の課題解決に向けて、取組を進めています。

基本目標2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり

基本方針1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます

地域福祉活動を行う関係団体の専門性や得意な分野を生かし、地域福祉を多面的に推進するための連携や場づくりを行います。

基本施策	施策の方向性
1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた取組を進めます。地域住民や関係機関等と連携しながらネットワークづくりを推進するとともに、地域での福祉活動が行われる「場」を活かせるような支援を行います。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
14	麻生区地域自立支援協議会の推進	麻生区内の障害者福祉関係機関のネットワーク構築や、障害者（児）への支援に関する協議や調整を行い、障害者の地域生活や就労に対する支援を推進します。	連携する団体等	⑤その他 (あさお基幹相談支援センター)	関連する部署 ○高齢・障害課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
15	地域包括支援センターの機能強化	運営協議会の開催により、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保についての審議や、活動の実態把握、課題等の検討を行い、支援体制の充実を図ります。また、区内7か所の地域包括支援センターと定期的な連絡会を実施し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行います。	連携する団体等	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他 (医師会、弁護士会、社会福祉士会、老人クラブ、介護サービス事業者など)	関連する部署 ○高齢・障害課 ○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
16	地域ケア連絡会議の実施	支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークを構築します。各地域包括支援センターごとに実施する地域包括ケア連絡会議で個別ケースの検討・課題解決を図るとともに、区が実施する地域ケア連絡会議で地域課題の把握・検討を行います。	連携する団体等	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他(介護サービス事業者など)	関連する部署 ○高齢・障害課 ○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	子どもの虐待の早期発見や適切な保護のために、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切に対応していく体制を整えて、連携を強めます。		
17	児童虐待相談支援体制の充実				
	関連する対象	連携する団体等	③民生委員児童委員 ⑤その他 (保育園、学校、児童相談所)	関連する部署	○児童家庭課
	④子育て中の親 ⑤子ども				

♪ 麻生区地域自立支援協議会をご紹介します ♪

麻生区地域自立支援協議会とは、麻生区にお住まいの障害者（児）の人が、暮らしやすい地域づくりをめざして、地域の様々な立場の人たちが集まって話し合う会議のことです。

毎月1回の全体会を中心として、4つの専門委員会（児童委員会・当事者委員会・課題解決委員会・広報啓発委員会）で、それぞれの課題や検討事項についての話し合い、情報交換や学習会を行っています。



麻生区地域自立支援協議会のキャラクター

【麻生区地域自立支援協議会参加機関】

当事者（精神2名、知的1名、身体1名）	あさお基幹相談支援センター
地域相談支援センター柿生	地域相談支援センターひまわり
地域相談支援センターそれいゆ	百合丘地域生活支援センターゆりあす
がであでんららら・ハーブカフェららら	百合丘日中活動センター
くりの丘	働くしあわせ
しらかし園	2にん3きゃく
アルデンテ	ひびき工房
日だまり工房	柿生学園
東百合丘タイムケアセンター	片平タイムケアセンター
県立麻生養護学校	麻生区社会福祉協議会
地域包括支援センター	百合丘障害者センター
北部地域療育センター	かわさきさくら児童家庭支援センター
北部リハビリテーションセンター	麻生区役所保健福祉センター（事務局）
百合丘障害者センター在宅支援室	

基本施策	施策の方向性
2 要援護者等への支援の充実	子育て家庭や介護者等、支援を必要とする人を支える仕組みを整備します。また、災害発生時等、支援を必要としている区民に対する備えを進めます。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
18	こんにちは赤ちゃん訪問	赤ちゃんの誕生を祝い、子育て支援の情報を届ける訪問活動を、地域と行政が協働して進めることにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域とのつながりを持てるようにします。訪問活動に携わる訪問員は、地域から募集し養成します。	連携する団体等	③民生委員児童委員 ⑤その他 (こんにちは赤ちゃん訪問員)	関連する部署	○児童家庭課
	関連する対象					

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
19	麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク(あさおSOSネットワーク)の充実	徘徊することにより生命に危険が及ぶ可能性のある高齢者を早期に発見できるよう、関係機関・近隣自治体と協力しながら、高齢者の安全確保と家族への支援を行います。また、迅速な発見保護に努めるため、事前登録の促進を図ります。	連携する団体等	②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター ⑤その他(麻生警察署など)	関連する部署	○高齢・障害課
	関連する対象					

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
20	災害時要援護者に対する制度の普及啓発	災害時要援護者避難支援制度をより多くの区民に周知できるよう、町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携を図りながら普及啓発を行います。	連携する団体等	①町会・自治会 ③民生委員児童委員 ⑤その他(自主防災組織など)	関連する部署	○危機管理担当 ○高齢・障害課 ○地域保健福祉課
	関連する対象					

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
21	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やすことにより、地域社会で高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。民生委員児童委員の協力により、生活実態の把握と事業対象者の選定を行うための実態調査及び訪問による見守りを実施します。	連携する団体等	③民生委員児童委員	関連する部署	○高齢・障害課 ○地域保健福祉課
	関連する対象					

22	具体的取組	取組内容	地域に密着し、高齢者と接することの多い事業者と連携することにより、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりをめざします。また、協力事業者及び関係機関による情報交換会を開催し、連携の強化を図ります。		
	麻生区高齢者見守りネットワーク事業				
23	具体的取組	取組内容	要援護者等の早期発見を目的に、地域の民間事業者と川崎市で協定を結び、見守り事業を展開しています。		
	川崎市地域見守りネットワーク事業				
24	具体的取組	取組内容	認知症高齢者に対する理解を深め、地域で支える仕組みづくりを行います。		
	認知症高齢者に関する支援				
	関連する対象	連携する団体等	関連する部署		
	②高齢者	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他(事業者、麻生警察署など)	○高齢・障害課 ○地域保健福祉課		
	関連する対象	連携する団体等	関連する部署		
	①区民全般	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他(事業者、麻生警察署など)	○保健福祉センター		
	関連する対象	連携する団体等	関連する部署		
	②高齢者	④地域包括支援センター	○高齢・障害課 ○地域保健福祉課		

基本方針2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

関係団体のネットワークを整備することによって、区民と区が協働で地域福祉活動を推進する体制をつくります。

基本施策	施策の方向性
1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	地域福祉活動に携わる人の連携を図るために、関係団体のネットワークを整備し、地域福祉活動を進める基盤をつくります。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
25	麻生区子ども関連ネットワーク会議による連携	子どもに関わる機関・ボランティア団体などで子ども・子育ての現状や課題を共有し、相互で連携を取りながら、課題解決に向けて全体で、又はそれぞれの立場でできることに取り組みます。	②区社会福祉協議会 ⑤その他 (子どもに関わる機関・団体など)	関連する部署	○こども支援室
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
26	民生委員児童委員活動の支援	区内6地区にある民生委員児童委員協議会の運営と地域活動等を支援します。麻生区民生委員児童委員協議会事務局である麻生区社会福祉協議会と連携し、活動しやすい体制づくりに取り組みます。	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
27	麻生区社会福祉協議会との事業計画及び役割の調整	麻生区社会福祉協議会の地域福祉活動計画と行政の地域福祉計画の連動により、個々の取組が、区民にとっても参加・利用しやすいものとして進められるよう、協議・連携体制を継続していきます。	②区社会福祉協議会	関連する部署	○保健福祉センター
	関連する対象				

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
28	あさお福祉まつりの開催	区内福祉団体・ボランティア・福祉施設等の活動紹介、作業所等製品の展示・販売、各種福祉体験の場の設定などを通じて、区民の地域福祉についての理解と関心を深めます。	②区社会福祉協議会 ⑤その他(団体、ボランティア)	関連する部署	○地域保健福祉課
	関連する対象				

基本目標3 区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実

基本方針1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります

区民からの相談に対して、窓口となる保健福祉センターの対応や情報の提供、庁内他部署との連携等、誰もが利用しやすい相談支援体制を整備します。

基本施策	施策の方向性
1 窓口機能の円滑な運営	区民からの様々な相談に対して、ニーズに合わせた適切な窓口への案内を行い、庁内の複数部署が情報共有と連携を図り、総合的な支援を行います。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
29	保健福祉窓口機能の向上	ていねいな対応と幅広い業務知識で来所者を的確な窓口以案内できるよう、スキルの向上に努めます。また、案内先への移動を容易にする環境の整備を進め、各課窓口から専門相談担当や他部署へのスムーズな連携を図ります。	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター	関連する部署	○保健福祉センター
	関連する対象				

基本施策	施策の方向性
2 保健・福祉情報の発信と充実	健康や福祉に関する情報を、わかりやすく手に入れやすい方法により提供します。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署	
30	さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	各所管部署からの地域福祉に関する様々な情報(高齢者・障害者、子ども、子育て関連等)を提供します。また、情報発信する際には、受け取り側としての区民ニーズも反映し、行政サービスや地域での取組の効果・影響に関する整理も検討していきます。	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター	関連する部署	○保健福祉センター ○企画課
	関連する対象				

基本施策	施策の方向性
3 専門分野の相談支援体制の充実	専門性の高い相談に対して、適切な制度の紹介や個別の支援を行います。また、関係機関との連携や情報の共有による多面的な支援体制を充実させます。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
31	こども相談窓口の充実	0歳から18歳までの育児や発達に関する悩み、児童・生徒の養護、虐待、不登校、いじめ等の問題に対して、保健師、社会福祉職、心理職、保育士等が、関係機関と連携を取りながら支援します。	連携する団体等	⑤その他 (保育園、学校、児童相談所)	関連する部署	○児童家庭課
	関連する対象					

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
32	特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実	発達の遅れが疑われたり、親子関係がうまく結べない児童や家庭に対して、専門職が対応する相談や関わり方を学ぶ教室を実施します。	連携する団体等	⑤その他 (地域療育センター、保育園、学校、児童相談所)	関連する部署	○児童家庭課 ○高齢・障害課
	関連する対象					

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
33	知的障害者・身体障害者の専門相談	専門機関、相談支援センターと連携して、障害者とその家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、面談やケースカンファレンスを通して支援します。	連携する団体等	⑤その他 (百合丘障害者センター、相談支援センター、自立支援協議会)	関連する部署	○高齢・障害課
	関連する対象					

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署		
34	一般精神保健相談・老人精神保健相談	心の健康・病、認知症等について、市民が早期に適切な精神保健福祉の支援を受けられるよう、精神科医師による専門的な相談を実施します。	連携する団体等	④地域包括支援センター ⑤その他 (百合丘障害者センター、医療機関など)	関連する部署	○高齢・障害課
	関連する対象					

35	具体的取組	取組内容	地域包括支援センターや基幹相談支援センター、関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。また、虐待傾向の分析、関係機関向けの勉強会の実施や普及啓発等、虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行います。		
	高齢者・障害者（児）虐待相談支援体制の充実				
36	具体的取組	取組内容	地域包括支援センターや関係機関と連携し、制度の普及・啓発、利用支援を行います。また、親族による申立が困難な方について市長申立を行うなど、認知症高齢者や障害者（児）が安心して生活していくための支援体制を構築します。		
	成年後見制度への対応の充実				
17	具体的取組	取組内容	子どもの虐待の早期発見や適切な保護のために、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切に対応していく体制を整えて、連携を強めます。		
	児童虐待相談支援体制の充実（再掲）				
	関連する対象	連携する団体等	関連する部署		
	②高齢者 ③障害者（児）	④地域包括支援センター ⑤その他（基幹相談支援センター）		○高齢・障害課	
	関連する対象	連携する団体等	関連する部署		
	②高齢者 ③障害者（児）	②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター		○高齢・障害課	
	関連する対象	連携する団体等	関連する部署		
	④子育て中の親 ⑤子ども	③民生委員児童委員 ⑤その他（保育園、学校、児童相談所）		○児童家庭課	

♪ 大学と連携した取組を行っています ♪

【麻生区子ども関連大学連携事業】

麻生区では、「麻生区・6大学 公学協働ネットワークに関する協定」に基づき、麻生区近隣の大学の専門性を活かし、子ども・子育て支援に関する楽しいイベントを毎年行っています。

夏休みファミリー体験学習 in 鶴見川
(和光大学)おおきなあれあさおっこ
(和光大学)アグリ・エコファーム体験 in 明大黒川農場
(明治大学黒川農場)あそぼう！けろけろ田園チャイルド
(田園調布学園大学)交流コンサート
(昭和音楽大学)マタニティコンサート
(昭和音楽大学)わくわく映画づくり！
(日本映画大学)

基本方針2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します

区民の様々なニーズに対応できるよう、専門性、個別性の高いサービスを提供します。

基本施策	施策の方向性
1 専門性、個別性の高い相談・講座等の提供	年齢や支援ニーズに合わせた相談事業や、知識の普及を目的とした各種講座の開催を、関係団体との協働により実施します。

■具体的な取組

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署
37	健康づくり、介護予防に関する普及啓発の実施	地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むために講演会や実技指導を受ける機会を設けるとともに、健康情報についても随時提供していきます。	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター ⑤その他（医師会）	○地域保健福祉課 ○高齢・障害課
	関連する対象 ①区民全般			

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署
38	精神保健福祉に関する制度・サービス等の普及啓発	家族の理解を深めるための精神保健講座の開催や、家族会運営の支援、制度利用の相談支援を行います。	⑤その他 （百合丘障害者センター、医療機関、市民団体）	○高齢・障害課
	関連する対象 ③障害者（児） ⑧その他（精神保健福祉の支援が必要な方やその家族）			

No.	具体的取組	取組内容	連携する団体等	関連する部署
39	認知症高齢者介護教室の実施	介護者が疾病を理解し、対象者に合った対応ができるよう支援するとともに、介護者同士での交流により精神的負担感の軽減を図ります。また、関係機関での連携により、地域での支え合いをめざします。	①町会・自治会 ④地域包括支援センター ⑤その他 （医療機関、ボランティアなど）	○地域保健福祉課 ○高齢・障害課
	関連する対象 ②高齢者			

No.	具体的取組	取組内容		
40	介護予防に関する相談の実施	取組内容	健康づくりのつどいや地域での活動において、介護予防に関する相談に応じます。	
	関連する対象 ②高齢者	連携する団体等	④地域包括支援センター ⑤その他（ボランティア）	関連する部署 ○地域保健福祉課 ○高齢・障害課

No.	具体的取組	取組内容		
41	2次予防事業対象者把握事業	取組内容	介護予防に積極的に取り組む必要のある高齢者を早期に発見するために、「暮らしの元気度チェック」を積極的に周知します。筋力低下、低栄養、口腔機能低下等、生活機能の低下が心配される65歳以上の高齢者に対して、生活機能の維持、向上を図り要介護状態になることを防ぐため、介護予防関連プログラムの紹介と教室の実施を行います。	
	関連する対象 ②高齢者	連携する団体等	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他（ボランティア）	関連する部署 ○地域保健福祉課 ○高齢・障害課

No.	具体的取組	取組内容		
42	社会復帰相談指導事業	取組内容	精神障害者を対象とした集団活動を通して、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ります。	
	関連する対象 ③障害者（児）	連携する団体等	⑤その他（医療機関、ボランティアなど）	関連する部署 ○高齢・障害課

♪ 認知症を学び地域で支えよう ♪

【認知症サポーター養成講座】

全国の認知症高齢者は、平成24年時点で推計約462万人に上り、65歳以上の方の15%に認知症の症状があるといわれています。認知症サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症を正しく理解し、地域で認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。

麻生区では平成24年度末までに、1,860人のサポーターが誕生しました。平成25年度も、区役所で11月14日、18日の2回講座を開催し、合計146名の方が受講されたほか、地域包括支援センターも地域の中で講座を開催しています。

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、まずは学んで、日常の暮らしの中でできることから始めましょう。



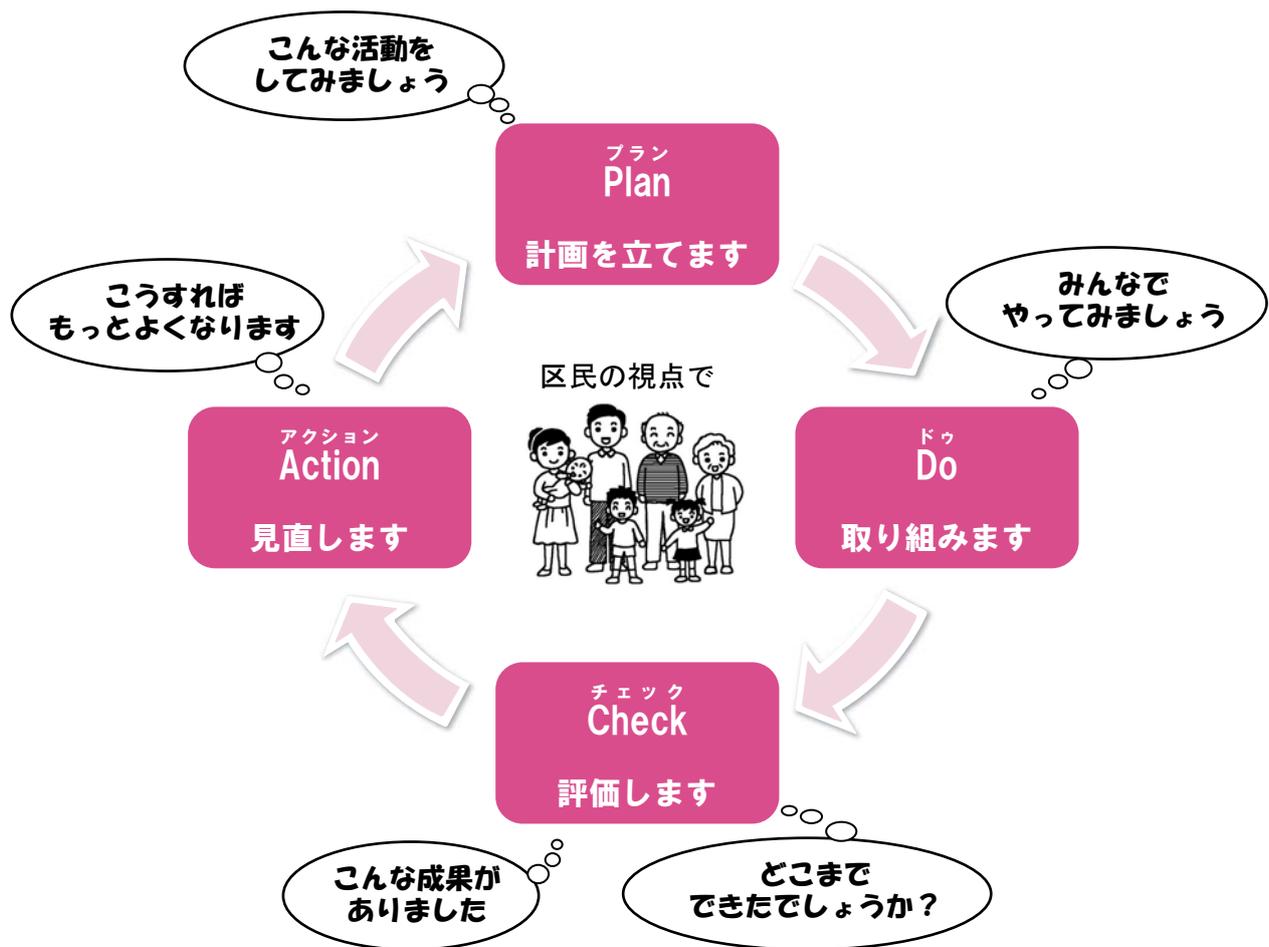
6 計画の推進にあたって

(1) 推進体制の整備

本計画は、保健、医療、教育、まちづくりなど、様々な分野に関連していることから、庁内の関連部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。また、区社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、総合的な取組を図っていきます。

本計画の推進にあたって、区民と行政との連携・協働は不可欠です。区民一人ひとりを始め、ボランティア、地域の活動団体、関係機関、行政等がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点に立った計画の具体化を推進します。

また、Plan（計画・役割分担）、Do（実行）、Check（評価）、Action（計画に沿っていない部分の改善）という、いわゆる「PDCAサイクル」を取り入れ、区民の視点により地域のニーズを把握し、具体的な取組に反映させることで、計画の更なる発展をめざします。



(2) 計画の評価

① 計画の進行管理と評価

本計画を総合的に推進していくため、区民、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、サービス提供事業者、学識経験者、区社会福祉協議会、行政など、地域福祉推進の協働者からなる「あさお福祉計画推進会議」により、各取組の実施内容と目標の達成状況を把握・点検しながら、全体的な進行管理を行います。

また、区を取り巻く環境の変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて取組の内容や手法を見直し、新たな取組の実施なども視野に入れた評価・改善を行っています。

その際は、「あさお福祉計画推進会議」において採り上げるとともに、区民のニーズもアンケートや統計、意見募集などから吸い上げ、必要に応じて計画の弾力的な運用を行っています。

② 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、区ホームページや市政だより、ダイジェスト版の作成・配布等により、広く区民に周知していきます。

(3) 地域福祉の推進のために

① 町会・自治会の役割

地域福祉計画は、より身近な地域できめ細かな福祉サービスが提供されるよう、区民主体の支え合いや助け合いなどの小地域での地域福祉推進体制を整備していくため、「地域の主人公は、そこに暮らしている住民である」という考え方を基本において、様々な活動を展開していくことをめざしています。町会・自治会は、地域に住む人たちが安心・安全に暮らしていくため、地域における様々な問題の解決に取り組む組織として、また、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努める自主的な地域の団体として、地域福祉を展開していく中でも重要な役割が期待されています。

町会・自治会に対しては、地域住民の理解と主体的な参加を促進し、小地域での推進体制を整備していく上での「コミュニティ単位の一つ」として、大きな期待が寄せられています。また、小地域の問題の解決について、今後は民生委員児童委員との連携も求められています。

② 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることとされ、これまでも、住民の生活実態を把握し、住民の立場に立って福祉の視点から相談・援助を行ってきました。しかし、社会福祉の公的サービスが個人で選択して利用する方向に進む中、少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れ、高齢者や障害者、子育てや介護をされている方などが周囲に相談することもできず、孤立してしまうケースが増えています。

民生委員児童委員は、これらの問題を抱えた人たちと「地域のつながり」をつくるための「パイプ役」として、すなわち、地域に住むすべての人々が安心して生活していける地域づくりの担い手として、その役割が期待されます。福祉コミュニティづくりという視点では、町会・自治会との連携した活動も期待されます。

③ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、地域において社会福祉事業を展開するにあたり、施設の事業運営で完結するのではなく、地域住民と共に歩む姿勢を持ち、地域福祉にどのように参画できるのかを改めて検討していくことが必要です。

施設は、高齢者・障害者・子ども等の福祉に関する幅広い専門知識と物的・人的資源を持ち合わせています。例えば、高齢者福祉施設が専門性を活かして家族介護教室を主催したり、障害者福祉施設が施設を開放し、講演会・講座の開催やイベントを行ったりしています。このように、地域住民との交流や公的な援助以外のサービス（インフォーマルサービス）に積極的に取り組むことが望めます。さらに、保育園や幼稚園、学校等と連携し、福祉教育や研修を通して地域貢献を果たしつつ、社会資源である施設が、地域における地域福祉の拠点の一つとして周知されるよう、積極的に地域と連携していくことが期待されます。

④ ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、既成概念にとらわれることなく、自由な発想で住民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができる特徴を持っています。

しかし、「ボランティア団体のやっている内容がわからない」「機会があればやってみたいが、情報が得られない」など、ボランティア・NPOの活動について区民に情報が十分伝わっていないという声が寄せられています。区民一人ひとりがボランティアに関する意識、関心、理解を深め、誰もがボランティアになり得ることを認識していただけてこそ、支え合える地域づくりを拡大していくことができます。

今後も、ボランティア・NPOが、これまでの経験や技術、知識を発揮して、地域福祉の構築に貢献していくことが望まれています。また、地域のニーズに適応した施策を推進するため、区や関係機関・団体とともに、福祉の地域づくりを協働で進めていく上での役割分担や連携を図ることが不可欠です。

⑤ その他の団体・組織の役割

地域には、在宅で生活している高齢者を対象に、相談支援組織として高齢者の健康維持や生活安定、福祉・医療・介護などの必要な援助や支援を行う地域包括支援センターが設置され、地域密着型の高齢者福祉の向上に寄与しています。

一方、地域には子育てに悩んでいたり、障害があるために日々の生活に不便を感じながら暮らしている人や、ひきこもり、さらには虐待などの新たな問題も生じており、解決に向けて様々な取組が検討されています。

このような福祉課題について、個別対応にとどまることなく、家庭あるいは地域の課題として、身近な視点から総合的・横断的に対応していく必要性が高まっています。これからは、地域における保健・医療・福祉・生涯学習などの資源を活用しつつ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援センターを中核機関に、地域で活動する様々な組織とも連携を図り、その技術や知識を活かしながら、地域福祉の視点から広く活動していくことが期待されています。

⑥ 区社会福祉協議会の役割

地域福祉推進にあたって、社会福祉協議会は、社会福祉法（109条）の中で中心的な役割を担う団体として位置付けられています。

区社会福祉協議会は、地域の多様なニーズにこたえるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫を凝らした独自の事業を展開していく役割があり、在宅福祉サービスや施設の運営管理のほか、地域の福祉活動のコーディネーターとして福祉団体との連絡調整や活動支援を行っています。

今後は、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていく一方で、行政とますます連動・補完し合いながら諸々の地域福祉施策を展開していくことが必要です。また、区民からも見える相談・支援の体制づくりや、様々な専門機関・教育機関との連携を強化しつつ地域の課題に関わっていくことが重要であり、小地域はもとより区全域での取組により、「地域福祉推進の中心的な役割を果たすこと」が求められています。

⑦ 区役所の役割

行政計画として策定している地域福祉計画は、地域の多様なニーズを捉え、長期的・総合的なものが求められます。同時に、地域での計画推進のために、「自助」「共助」の中心を担う区民や地域活動団体などの参画を促し、活動を支援していくことを始めとして、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉の仕組みをつくっていくことが大切です。

地域福祉計画の推進体制と、庁内の関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。これからも、高齢者や障害者、子どもなどの幅広い地域福祉施策において、施策の形成過程から区民のニーズを十分に反映させるべく企画設計し、区民との連帯意識を高めていけるよう努めていきます。併せて、市への福祉施策に関わる働き掛けや連携により、区民のよりよい生活への向上をめざしていきます。

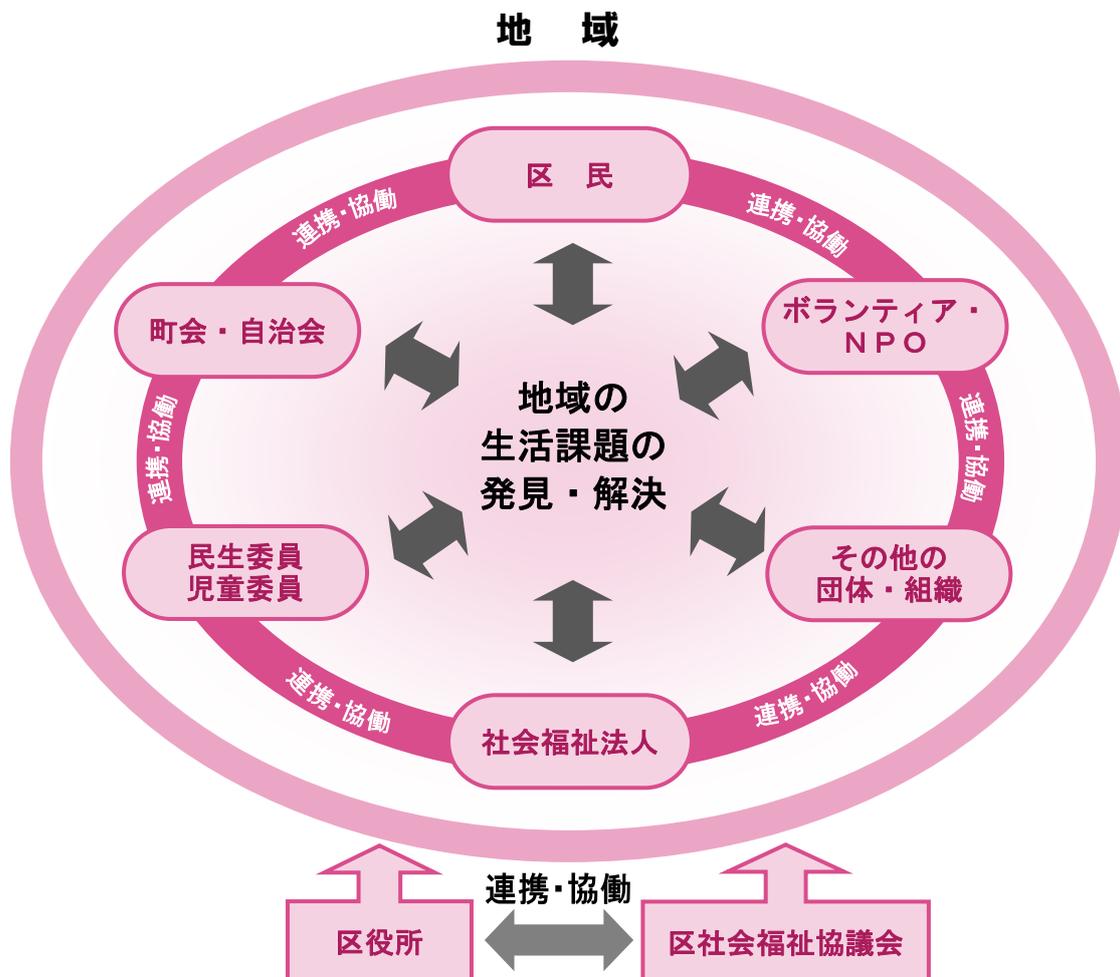
⑧ 区民一人ひとりの役割

少子高齢化や核家族化が進行し、個人の価値観が多様化している今、人と人がともに支え合い、助け合う関係を築いていくことの意義が、大変重要になっています。

区民一人ひとりが、どのような生活課題を抱えていてもそれぞれに自分らしい自立した生活や社会参加を実現することが、地域福祉の大きな目的です。地域福祉の一層の充実のためには、区民自らができることを見つけ、自立した生活や社会参加の実現を促す役割を担うことが求められます。

区民が他人への関心や思いやりを持ち、お互いに支え合い助け合うことは、福祉サービスの担い手として「誰かのために役に立っている」という生きがいや励みとともに、自分の能力や可能性を発揮できる自己実現につながります。

行政や地域福祉の各活動団体、地域福祉活動に携わっている人とともに、区民の皆さんの力をこれからの麻生区にふさわしい地域福祉の発展に生かしましょう。



資料編

1 第4期あさお福祉計画策定の経過

	日 時	議 題
第1回推進会議	平成25年7月16日（火） 13:00～15:00	第3期あさお福祉計画について <ul style="list-style-type: none"> 川崎市地域福祉計画 概要（第1期～第3期）の説明 第3期あさお福祉計画の具体的取組・事業の成果及び課題 第4期あさお福祉計画策定について <ul style="list-style-type: none"> 第4期あさお福祉計画策定スケジュールの確認 第3期川崎市地域福祉実態調査における麻生区の結果報告
第2回推進会議	平成25年10月9日（火） 13:00～15:00	第4期あさお福祉計画策定について <ul style="list-style-type: none"> 骨子案の検討
パブリックコメント	平成26年1月27日（月） ～2月26日（水）	意見募集
区民説明会	平成26年1月31日（金）	第4期川崎市地域福祉計画案及びあさお福祉計画案 区民説明会 <ul style="list-style-type: none"> 第4期川崎市地域福祉計画概要の説明 第4期あさお福祉計画概要の説明 意見交換
第3回推進会議	平成26年3月5日（水） 13:00～15:00	第4期あさお福祉計画策定について <ul style="list-style-type: none"> 区民説明会の報告 素案の確定 あさお福祉計画概要版について

2 あさお福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）を推進するため、あさお福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) 市民公募委員
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他区長が特に認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は概ね10人以内の委員で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる委員のうちから委員長が任命する。

- (1) 推進会議が選任した者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 社会福祉協議会職員
- (4) 外部有識者
- (5) その他委員長が特に認めた者

- 4 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- (1) 部会長及び副部会長は委員の互選によるものとする。
 - (2) 部会長は部会の事務を掌理し、部会の審議経過及び結果を推進会議に報告するものとする。
 - (3) 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- (庶務)

第8条 推進会議及び部会の庶務は、麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(会議の公開)

第9条 推進会議の会議公開については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月条例第2号）によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3 第4期あさお福祉計画推進会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	区分	氏名	所属	備考
1	学識	村井 祐一	田園調布学園大学人間福祉学部	
2	区民	鈴木 多美子	公募区民	
3	区民	原 邦昭	公募区民	
4	区民	石井 栄子	公募区民	
5	団体推薦	○高橋 慶子	麻生区町会連合会	
6	団体推薦	金光 秀尚	麻生区区民会議	
7	団体推薦	江藤 みどり	NPO法人あさお市民活動サポートセンター	
8	団体推薦	田中 君恵	麻生区民生委員児童委員協議会	平成25年 11月30日まで
9	団体推薦	鈴木 正視	麻生区民生委員児童委員協議会	平成25年 12月1日から
10	団体推薦	齋藤 京子	麻生区民生委員児童委員協議会	平成25年 11月30日まで
11	団体推薦	今 富子	麻生区民生委員児童委員協議会	平成25年 12月1日から
12	団体推薦	◎吉松 昭彦	川崎市麻生区医師会	
13	団体推薦	吉垣 君子	麻生区子ども関連ネットワーク会議	
14	団体推薦	櫻井 日登美	麻生区地域ケア連絡会議	
15	団体推薦	高橋 幸治	麻生区地域自立支援協議会	
16	団体推薦	佐藤 昭壽	麻生区ウォーキング推進実行委員会	
17	団体推薦	鈴木 芳明	柿生地区社会福祉協議会	
18	団体推薦	日暮 照雄	麻生東地区社会福祉協議会	
19	関係機関	山本 良記	麻生区社会福祉協議会	
20	行政	中山 和子	麻生区役所副区長	
21	行政	浅見 政俊	麻生区役所保健福祉センター所長	

任期 平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

◎委員長 ○副委員長

あさお福祉計画

第4期麻生区地域福祉計画
(平成26年度～平成28年度)

2014(平成26)年3月

川崎市麻生区役所 保健福祉センター地域保健福祉課
〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1
電 話 044-965-5156
F A X 044-965-5204

あさお福祉計画



平成26年度～平成28年度